

国境紛争と地図(二)

東 壽 太 郎

まえがき

- 一 国際判例における地図の証拠的価値
- (1) 仲裁裁判の判決
- (2) 常設国際司法裁判所の勧告的意見

- (3) 国際司法裁判所の判決(以上本号)
 - 二 国家慣行にみる国境紛争と地図
 - 三 国際法の諸原則と地図の証拠的価値
- むすび

まえがき

第二次世界大戦の終了後、民族自決主義の傾向が一段と強まるとともに、これまで植民地であった地域が人民自決の名のもとに数多く独立することになった。しかしこれまでの植民地自体が、先進国の力の下で多数民族を包含するものであったので、独立はいきおい分裂独立という形をとることになった。独立を達成し、政治組織が整備されると、国家の主権平等を対外的に主張することになる。当然に隣接国との間で、自国の主権の及ぶ範囲を厳密に画定しておく必要性にせまられる。後進国の多くが広範な大陸棚に主権を主張する傾向を示しているが、同様に領土についても

できるだけ広い領域を占拠したいと願う。しかも、独立の達成と内政の安定を第一次的目的としたこれら諸国にとって、国境の画定はともすれば二次的目的とされ、そうした不備のために領土主権の主張は隣接国間の紛争となる。このような事情のもとで、領土紛争、国境紛争が多数発生することになったが、現在のところこれらの紛争は政治的紛争の形態をとり、武力による解決に向いがちであって、極くまれな場合を除いては、法律的紛争の形をとっていない。しかし、植民地独立が一段落し、国境領土が一応安定化したあとは、混乱のうちに設定された領土主権の範囲が、法律的紛争という形で問題となることになろう。そうした場合、旧植民国が設定した行政区劃をだいたいにおいて引き継いできた新独立国間の領域の画定問題をいかに法的に処理するかが国際法の課題とならざるを得ない。⁽¹⁾

国境紛争は領土権原の紛争の一形態であり、したがって領土主権決定の諸原則の一部をもって処理されるべき問題である。しかし領土権原取得の原理と、正確な国境線はどこに位置するかを決める問題とは常に同じではない。国境の決定は国境委員会による測量を内容とし、あるいはそれを採用する条約の問題であることが多い。そこで、多くの慣習法上の規則や、条約、さらにこのような委員会の作業を援助し、必要とあればその作業の結果の意義を明らかにするための技術などが生じてきた。それが二国間を貫流する河川の紛争の場合の *Thalweg* の原則とか、山脈の国境を分水嶺線とする慣習などである。これらの型の国境紛争の場合には、一般的な領土取得の権原に関する原則は妥当しない。他方で、国境画定の問題は、無主地先占の初期の段階では、広範囲な問題となり、連続性 *contiguity*、後背地 *hinterland*、川の流域というような地理的概念が用いられる。このように国境問題は領土主権取得という広い問題の一分野であって、その考察は一面で領土主権の権原の問題の解明を補うことになる。⁽²⁾ その理由を挙げるなら、

第一に、この問題は、裁判による紛争の解決に特に適している問題であり、実際に領土問題に関する裁判例は国境

問題について多いことである。⁽³⁾ 第二に、国境問題は、もっとも広義においては領土主権に関する問題ではあるが、実際上は隣接国の間に生じることの多い問題である。したがって隣接国の領土主権の請求を比較して、より強い権利を決定することは、権原自体の決定となる。⁽⁴⁾ 裁判所が国境を決定する権限を与えられる場合、その決定はそれ自体領土主権取得の態様でもある。

さらに第三に、多くの国境線は政治的、歴史的、地理的な要素の最終的結果として長い期間を経て確定され、そのため比較的安定化している。したがって国境は主権の変更があってもそのまま存続する傾向をもっている。そのため第一に、国境が紛争の対象となったり、移動したりする場合には国境は同時に権力の境界であるから問題は単なる国境法の問題ではなくなる。第二に、国境が急激な政治的变化があっても変らないという性質には、時には危険が伴う。例えばアフリカの新興国が一九世紀の植民国の闘争の結果成立した古い国境をそのまま継承したことから紛争がたえない事実がそれを示している。所詮アフリカ的特殊性と必要性に適合する国境とはいえないからである。いずれにせよ新国家も本来的に古い国家の枠内で発生し、古い国境を継承する傾向があり、このために国家の同一性、あるいは国家相続という困難な問題を生ずるに至っている。⁽⁵⁾

このようにして、国境紛争の問題は領土紛争一般の中でも、時代的に法的に重要な問題となってきた。このような国境紛争の処理にあたって解決されなければならない問題の一つに、これから考察しようとする地図の証拠的価値の問題がある。かつて国際法においては、国境地図の証拠的価値の問題は当事国の意図の推定の問題であるとして、地図自体の価値については論じられていなかったが、仲裁裁判判決、常設国際司法裁判所の勧告的意見等でこの問題がとりあげられるようになった。さらに、国際司法裁判所では、マンキエ・エクレオ諸島事件、国境地区の主権に関する

る事件、プレア・ビヘア寺院事件において、紛争当事国が地図の証拠的価値を訴訟における攻防の主要論点とし、裁判判決がこれに判断を下すようになった。そしてワイスバーグによれば「過去におけると同様に地図はしばしば援用されているが、国際司法裁判所の諸判決は、地図の証拠的価値が、ハイドやサンディファアの周到な資料に基いた権威ある論文執筆の当時と比較すると、相当量の変化をうけてきたことを示している⁽⁶⁾。したがって、一九三〇年代四〇年代に到達された結論はもはや過去と同様に適用できなくなったのである⁽⁷⁾」とまで言われるようになっていた。はたして、国境地図の証拠的価値にそれだけの変化があたえられているか、そしてこのような傾向が、将来、地図に法律的証拠的価値を与えることに向うか、また理論的にも訴訟技術上でもそれが可能であるか。これらの諸問題を国際判例、国家慣行を検討することによって考察するのが本稿の目的である。

(1) 国境の意義について、激化した政治的・経済的・民族的民族主義の時代には、その意義が一層増大したと指摘されている。例えば、Schwarzenberger, *International Law, I, International Courts I*, 3rd ed., p. 310.

(2) 国境の法的機能は領土主権の空間を画定することにある。パルマス島事件の判決において、マックス・ヒューバー (Max Huber) は、「この目的は、(1) 国際法によって承認されたいわゆる自然的国境、(2) 議論の余地のない外部の標識、(3) 国境条約のような関係隣接国間で結ばれた法律取極、あるいは確定された国境内の諸国の承認行為などによって達成される」とした。国境紛争において地図あるいは地図の証拠的価値が問題となるのは、この(3)(4)の場合である。Schwarzenberger, *ibid.*, p. 310.

(3) 一九五九年の国境地区の主権に関する事件 (本稿一三頁以下参照)、一九六二年のプレア・ビヘア寺院事件 (一七頁以下) が例とされよう。

(4) 一九五三年のマンキエ・エクルオ諸島事件がその一例である。一一頁以下参照。

(5) Jennings, R. Y., *The Acquisition of Territory in International Law*, 1961, pp. 12-13.

(6) ハイドは一九三三年のアメリカ国際法年鑑において、国境紛争に関する仲裁裁判においては、紛争当事国の公式地図が有するものも明白な機能は、それが援用国を拘束することであろうと記している。Hyde, Maps as Evidence in International Boundary Disputes, 27 A.J.I.L., 311 (1933). またサンディファーも、地図は第一次的証拠ではなくて第二次証拠であり、しばしば伝聞的性質の of hearsay nature 証拠であるとしていた。Sandifer, Evidence Before International Tribunals, 1939, p. 157.

(7) Weissberg, Maps as Evidence in International Boundary Disputes, 57 A.J.I.L., 801 (1963).

一 国際判例における地図の証拠的価値

国境の位置を決定する際に、国際裁判所は過去において国境地図に多くの証拠的価値をあたえることがなかった。地図作製者があまり知らない領土について作った地図であったり、地理的に不正確であったり、また一国の請求を有利にするためのものであったりする場合には特にこのような傾向が強かった。政府機関が発行したり承認したりした公式の地図でもかなり割引して取り扱われるのが常であった。地図が協定締結の基礎をなすとき、明らかに文書の一部分と指定されないで条約附属書とされるとき、あるいは条約と一体化されて国境紛争解決の不可分の要素とされるようなときにも同様の傾向がある。条約が国境を画定し、その後国境画定委員会がその地域を調査して条約の規定に反する地図を作製した場合でも同じである。このような場合に当事国の意図が支配的要素であり、地図の表示は条約規定に反するときには価値をもたないとされてきた。⁽¹⁾

(1) 仲裁裁判の判決

国境紛争と地図(一)

常設仲裁裁判所で処理されたパルマス島事件はこうした考え方を示している。アメリカもオランダも同島に主権を主張したが、アメリカは一八九八年一月一〇日のスペインとの平和条約を根拠とし、オランダは国家主権の継続的行使を根拠としていた。アメリカはその覚書において、一五九九年から一八九八年までの千以上の地図を検討したが、オランダの主張に有利なものはわずか三枚であると主張した。

一九二八年四月四日の Max Huber の仲裁判決はパルマス島はオランダ領の一部であると裁定したが、それは次のような理由によった。「情報源が知られていない地図作製者の陳述に矛盾するよう法的関連事実の存在を仲裁者が確認するならば、彼はその地図がいかに多数存在して一般的評価をうけたものであっても、その地図にウエイトをおくことはできない。法的観点から地図に必要とされる証拠として役立つべき第一の条件は、その地理的正確さである。ここで、古い時代の地図だけでなく現代の地図も、公式あるいは半公式地図でさえも、正確性に欠けていると思われることが指摘されなければならない」⁽²⁾。

ガテマラとホンデュラスの国境紛争でも多くの地図が提出された⁽³⁾。地図提出の目的は地理的データを、地図に含まれる適法な国境線の確立に関係のある適切かつ適用可能な証拠物件とするためであった。その結果、一九三三年一月二三日の裁判所の判決は、⁽⁴⁾ 確証された地図も考慮に入れられるべきであるとしたが、それがほとんど、あるいはまったく知られていない地域のものであったり、行政権が行使されたことのない地域のものであったりしたときは、資料としての意義はないものとした。たとえ公式地図上のものであっても地図上の表示は、領土管轄権の正当な限界を示すものでなく、またその価値はないとされたのである。その他の仲裁判決でも、地図は不正確な測量によることが多いため非常に弱い証拠であり、たとえ正確な測量によって作られても、領土の限界は適法な証明に依存するものであ

るから、地図が限界を決定することはできないという理由で、地図の証拠的価値をほとんど否定するのが常であった。⁽⁵⁾

- (1) Weissberg, *ibid.*, p. 781.
- (2) 2. International Arbitration Awards 829 at 853 (1949).
- (3) Guatemala-Honduras Boundary Arbitration, The Counter Case of Guatemala 285 (1932).
- (4) Guatemala-Honduras Special Boundary Tribunal, Opinion and Award (1933).
- (5) カナダとニュージーランドの間の *Re Labrador* 国境事件などがその例でワイスバーグがその例を挙げている。Weissber, *op. cit.*, pp. 782~783.

(2) 常設国際司法裁判所の勧告的意見

一九二三年のヤウオリナ事件において常設国際司法裁判所は、ヤウオリナ地方におけるポーランドとチェコスロヴァキアの国境線に関する事件に勧告的意見を与えた。⁽¹⁾ 第一次世界大戦によって新たに成立したこれら二国の国境線については、既に成立の時から国境に関して争があった。平和条約は新国家の国境は主たる同盟連合国が後に決定すべきものとしていた。一九二〇年七月十一日の決議で、主たる同盟連合国を代表する最高会議は問題を大使会議に委任し、国境について争のあるスピス地方を分割して、その西北部をポーランドに残すよう決議した。それに基づいて、七月二八日の会議で、大使会議は国境線を決定し、同時に、現地において国境を決定すべき委員会を設け、その提案に基づいて、僅少の変更を行う権利を留保した。当事国が一定の期限内にスピス地方のヤウオリナ地域の問題を直接交渉で解決すべきことになっていたが、解決は成立するに至らなかった。そこでポーランドとチェッコの国境決定の問

題はまだ未確定であるか。もしそうであるとすれば、いかなる程度において未確定であるか。それとも確定的決定によって確定の状態にあるのかが争になったのである。⁽²⁾ ポーランドは未確定であるとし、チェッコは既に確定していると主張した。ポーランドの主張は、大使會議の決定は、地形的に記述されていた国境の部分の解決であって、単に部分的性質にすぎず、両国が国境を共にしているスピス地方に関してはまだ決定は行われていないとした。

裁判所は、まず、一九二〇年七月二八日の大使會議の決定は最終的決定であるばかりでなく、直ちに効力を発生すべき決定であると判決した。⁽³⁾ そして次にポーランドの立論に対しては次の理由でこれを却けた。スピス地域は、一九一九年九月二七日の最高會議の決定から、明確に区劃された一つの地域を構成している。したがって大使會議の決定に留保された点を除いて、国境決定の問題は未決の問題ではない。裁判所は、国境を記入してあり、また一九二〇年の決定に附属するものであるが、その一部であると宣言されていない地図に関して、いくつかの重要な事実に言及した。そして、地図については、地図の作製者は、既に地形的記述をしていたので、大使會議で決定された線は、詳細に記述された地図上の国境以上に詳しいものであると知っていたと思われる、という結論に達した。このような地図について、裁判所は、この事件に関する限り、地図は文書とその法的分析からひき出された結論を確認し、そのいずれとも矛盾しないものであるとした。しかし同時に、地図と説明(解釈)記号表は、条約本文及び決定とは独立した、結論的証拠となさなくてはならない⁽⁴⁾とつけ加えて、地図の相対的価値に気づいていることを示したのである。

聖ナウム僧院の事件においても、裁判所は勧告的意見で地図に関連する問題となった。⁽⁵⁾ 事件はユーゴスラビアとアルバニアの国境に関するもので、聖ナウム僧院が両国のいずれに属するかの問題であった。一九一二年、第二次バルカン戦争の終わったとき、ヨーロッパ諸国はアルバニア独立を原則的に承認し、一九一三年五月のロ

ンドン条約はその国境決定を右の諸国に留保した。その任務はロンドン大使会議に委任され、会議はロンドン議定書を成立させた。国境問題が解決しないまま第一次大戦を経過し、一九二一年一〇月二日の決議で、国際連盟総会はこの問題の解決の任務が主たる同盟連合国にあるとし、この決議に従って、一九二一年一月九日これらの諸国を代表する大使会議の決定による国境画定委員会が派遣された。大使会議は一九二二年二月六日に決定を行い、僧院をアルバニアに帰属させた。ユーゴスラビアがこの決定の修正を求め、僧院の所屬に関する意見の相違が解決しなかつたので、裁判所の意見が求められたものである。

問題は、一九二二年二月六日の大使会議の決議は、一九一三年のロンドン議定書に基づく解釈を理由として、僧院をアルバニアに属するものとしたが、これによって主たる同盟連合国は一九二一年一〇月二日の連盟総会によって認められた任務を完了したかどうかであった。⁽⁶⁾

裁判所は、大使会議が主たる同盟連合国の機関として行動する権限のあったことを認めた。一九二二年二月六日の大使会議の決定理由、即ち第一に一九一三年のロンドン議定書がリム村から聖ナウム僧院に至るまでのオチリダ湖の西岸と南岸をアルバニアに帰属させることを規定していること。第二に、右の規定が僧院を係争当事国のいずれに帰属させるか明示していないから、大使会議がみずからそれを決定することを余儀なくされたこと。この決定は、大使会議が委任された任務を果すために必要な行為であり、その根拠は一九二一年一月九日の決定と同一の権能にあったという理由に対して、ユーゴスラビアは、大使会議の任務は單純にアルバニアの国境を決定するのではなく、一九一三年のロンドン議定書に従って決定すべきものであると抗議した。そしてロンドン議定書は僧院をユーゴスラビアに帰属させていたはずであるとした。⁽⁷⁾

裁判所は、大使會議が国境のこの部分は一九一三年には最終的に決定されていなかったことに誤りはないとし、「裁判所に提出されたもので、アルバニア国境画定委員会のオーストリー、ハンガリー委員に与えられた訓令に附屬する地図は、僧院をアルバニアの外におく国境線を示している。そこでこの地図はロンドン會議の決定を示すものであると主張されている。しかしながら、たとえこの地図の線が、一九一三年八月一日の決定の第一項後段で言及された線であることを是認しても、この線は必然的にアルバニア国境を示すものではないと考えられなければならない。問題の地図は署名されておらず、その有権的性質が確立されていないのである」としてユーゴスラビアの主張を却けた。裁判所は提出された文書と弁論を吟味して、一九一三年の議定書が僧院における国境を確定していないとの見解をとったのである。

このようにして、ここまでの事件や諸国の態度からみると、地図は第二次的証拠とされている。ハイドは国境の画定がその位置や地形の性質に依存するような仲裁判決の基礎となる証拠としては、一般的にいえば、地図はほとんど無に近しいといっている。地図は権限の信頼しうる証拠と矛盾するときは、そこに記されている国境線が必然的に正確な国境線であり、正当な国境としての法的基礎として承認されることになるかどうか大きな疑問がもたれていたのである。⁽⁹⁾

一九三〇年から四十年代にかけて、裁判所は、国境紛争を審理するときに、地図の証拠的価値を大きく評価することはなかったといえる。そのご国際司法裁判所が地図の証拠的価値を扱う機会をもつことになったが、いままでの裁判所とは幾分異なる態度をみせていたといわれている。はたしてこのような結論が可能かどうか、いま少し詳しく、国際司法裁判所における係争当事国と判決の地図の扱い方をみてみよう。

- (1) Delimitation of the Polish-Czechoslovak Frontier (Question of Jaworzina), Permanent Court of International Justice, (P.C.I.J.) Série B, No. 8 (Série A/B, No. 8) 1923.
- (2) P.C.I.J., *ibid.*, p. 20. 横田喜三郎、国際判例研究1、二七三—四頁参照。
- (3) P.C.I.J., *ibid.*, pp. 21-23.
- (4) P.C.I.J., *ibid.*, pp. 32-33.
- (5) The Monastery of Saint-Naoum. Question between Yugoslavia and Albania, P.C.I.J., Série B, No. 9 (Série A/B No. 10). 1924.
- (6) P.C.I.J., Ser. B. No. 9. pp. 5-9. 横田、前掲、二八五—六頁。
- (7) P.C.I.J., Ser. B. No. 9. p. 10.
- (8) P.C.I.J., Ser. B, No. 9. p. 21.
- (9) Hyde, *op. cit.*, p. 315, p. 497, Sandifer, *op. cit.*, p. 164.

(3) 国際司法裁判所の判決

一九五三年のマンキエ、エクルオ諸島事件において、裁判所はマンキエ及びエルオの島嶼と岩礁についてその主権の所属の問題を審理した⁽¹⁾。いずれの当事国も古来内至国有の権原、または実効的占有による権限に基づく主権の享有を主張したが、裁判所は主権がイギリスに属すると判示した。この理由として、裁判所は、一九世紀初頭の両国間の外交文書交換の過程においてロンドン駐在フランス大使がイギリス外務省に送っていた、フランス外務省宛フランス海軍省の通牒と二枚の海図をとりあげた。この通牒は、マンキエはイギリスの所有であると述べ⁽²⁾、海図の一つは、マンキエがイギリスのものであることを示していた。領海の線はエクルオ諸島の近くには引かれていなかったが、こ

の諸島の一部はイギリスの領域内にあるジャージー諸島に含められ、他の部分は明らかに無主地とされていた。イギリスは覚書の中で、一八七六年、フランスが一八七五年のイギリス国庫支払命令書に抗議し、エクルオに対するイギリス主権に挑戦したとき、自らは主権を主張せず、エクルオを無主地として取り扱った措置からみてもフランスがエクルオを無主地とみなし、フランスのものと請求せず、マンキエをイギリスの所有地と考えられていたことを示すものであると主張した。⁽³⁾ 両国漁民が権利をもつべき排他的海域を画定しようという提案に関連して、根拠が提出されたが、その交渉が実現しなかったという理由で、フランスはこの資料は援用され得ないと主張した。イギリスはフランス外務省から海軍省にあてた書簡が問題となっており、それはマンキエはイギリスのものであるというフランスの立場を示す十分な証拠であるとして、フランスの理由付けに反論した。そして裁判所は実際にはこの書簡をフランスの考え方を示すものとは認めなかった。⁽⁴⁾

裁判進行中に、双方が多数の地図を提出したので、地図の証拠に重点が移された。ジャージー州知事は、イギリスの地図を提出することをひかえていたが、これらの諸島をイギリスのものとする有名なドイツの地図を提出して、かかる事態について一般的に知られている証拠こそ、裁判所が考慮すべき証拠であると主張した。⁽⁵⁾ フランスの代理人グロ教授は、領土紛争において、地図が有用な目的を果すものであることをみとめ、裁判所がそのほかの中立的かつ技術的地図に注意することを要請した。フランス側もイタリア、スウェーデン、ハンガリーの地図などを提出して、これらの地図が、マンキエ・エクレオをイギリス領土としていないことを指摘した。⁽⁶⁾

イギリスはフランスが裁判所に提出した地図はマンキエ・エクレオをイギリスのものとしていないが、少くともフランスの海図以外のどの地図もこれら諸島をフランスのものとしていないとし、StielerのHand-Atlasに西諸島をイ

ギリスのものと記し、これら諸島はイギリスのものであるという事実⁽⁷⁾に実定的証拠を与えたことは重要なことであると⁽⁸⁾した。

海図上のデータの相対的価値を主張するさまさまの試みが行われたが、裁判所は地図の意義について判断し、評価したことはなかった。ただカルネイロ判事が、「地図が提供した根拠は領土主権に関する法律的問題の解決において常に決定的なものではない。しかしそれは占有あるいは主権の存在が周知のことであるという事実の証明を構成し得よう。……地図に関して対立する見解の何れが優先すべきかを決定するためには調査と特別の研究が必要である。いずれにせよ、地図は判決が根拠とすることができるほど、十分に重要な寄与を構成しない。私は地図の証拠を考慮に入れないことにする⁽⁸⁾」という個別意見を附している。

一九五九年の国境地区の主権に関する事件⁽⁹⁾で、裁判所はベルギー、オランダの国境附近の飛領土がいずれの国に帰属するかを決定したが、この事件は裁判所に地図の意義について判示する機会を与えることになった。ベルギー、オランダ両国の国境の一部は通常の国境のように単純な線ではなく、両国の地区がたがい⁽¹⁰⁾に相手国の中に入りこんでいた。係争地区は、ベルギーのコミューンであるバーラ・デュック (Barle Duc) とオランダのコミューンであるバーラ・ナサウ (Barle Nassau) の間の地域であり、両コミューン⁽¹¹⁾の間に、それぞれ囲繞地 (飛領土 enclaves) があった。一八三六年に両コミューンの市長は、地租の公正な割当をする目的で、明確な境界の決定を必要とした。その結果、一月二九日にコミューン議事録 Communal Minute が作成され、一八四一年三月二二日に調印された。その中のコミューン議事録の二つの原本はそれぞれ公文書保管所に寄託された。しかしオランダが二つの原本の一つが何を意味するかを裁判所に示しうる唯一の当事国であり (ベルギーはできなかった)、そのオランダのコピーによれば、地

区番号七八から一一一までの圍繞地はバーラ・ナサウに属するとされていた。⁽¹⁰⁾

一八三九年四月一九日のロンドン条約は、ベルギーとオランダを分離させ、合同国境委員会が両国の国境を決定することにした。委員会がこの作業を行った結果、一八四二年一月五日に両国政府は国境条約に調印したが、その第一四条は両地区の現状維持を規定し、第七〇条は合同国境委員会が前述の規定に従って国境協定を起草すべきことを定めた。

委員会は一八四三年八月八日に国境条約を作成したが、それは国境は詳細な測量地区と現地調査によって作製される説明議事録(Descriptive Minute)により決定されると規定していた。地形地図が全国境にわたって作られた。第一条は、係争コミュニケーションのために特別地図を作ること、そしてこれらの地区については、一八四二年条約第一四条に従って現状が維持されるべきことを定めた。⁽¹¹⁾ 条約第三条によれば、委員により作製、調印された説明議事録、詳細な測量地図と地形地図が、条約に附属して、条約と一体化されたものとして同一の効力を有するものとされた。一八四二年条約第一四条で初めて言及された説明議事録は、バーラ・デュックとバーラ・ナサウのコミュニケーションを構成する地区を示す一八四一年のコミュニケーション議事録は、遂語的に本条約に転写され、特別地図に記述されるとのべている。⁽¹²⁾ しかし、オランダが作ったコミュニケーション議事録のコピー本文から転写された説明議事録の後半部分は、地区番号九一及び九二(係争地区)はバーラ・デュックに属するとしていた。⁽¹³⁾ つまり、コミュニケーション議事録と説明議事録の内容が抵触していたのである。

ベルギーは説明議事録に再録されたものとしてコミュニケーション議事録に請求の基礎をおいた。オランダは、一九四三年の国境条約は現状を決定したのではなく、ただその存在を承認し、主権がオランダに与えられるとしたコミュニケーション議

事録にこの決定をまかせたのであると主張した。

裁判所は、国境委員会の記録を検討し、一八四三年四月四日の第二二五回会議において、委員会がコミューン議事録の逐語的転写と詳細な測量地図の作製を要求するテキストを採択したことを認めた。裁判所の言葉によれば、「地図の意義は両当事国の委員には自明のものであったにちがいない。というのはかかる地図はもっとも慎重な準備と監査を必要とするからである。これらの地図は係争地区がベルギーに属することを示しているが、地図は紛争解決の一部となることを意図され、またそうだったのであって、条約と同一の法的効力をもっていた」⁽¹⁴⁾。

多数意見はさらに、委員会は一八四二年一月五日の条約第一四条に拘束されることなく国境を画定したのであると記した。コミューンを画定する権限は *beyond question* であったが、それはこのことが、一八三二年ロンドン条約と一九四三年国境条約前文に表明された両当事国の共通の意図であったからである。⁽¹⁵⁾ したがって条約の目的は、各コミューンに記された様々の地区の主権を決定することであった。

オランダの第二の主張は、国境条約が係争地区の所有権を解決する目的をもつとすれば、この条約は誤謬の存在によって無効であり、両当事国の意図を示すものではないというものであった。オランダは、説明議事録のテキストとオランダの作製したコピーを比較したところ、明白な誤謬が生じていたことがわかったから誤謬の原因を証明する必要はないと主張したが、⁽¹⁶⁾ 裁判所はこの問題をかかると限定的範囲で処理しなかった。むしろ、多数意見は、「両当事国の意図は、すべての事情からみて条約の文言から証明されなければならない」とした。誤謬が生じなかったことを証明するにあたって、多数意見は再び国境委員会が準備した詳細な測量地図は、係争地図がベルギーに与えられていることを明白かつ見逃し得ざる方法で示しているという事実⁽¹⁷⁾に言及した。その理由は、「係争地区は色わけされ、かつ

チェックの対象とされるべき方法がこうじられていたからである」と判示した。⁽¹⁷⁾

オランダの第三の主張は、一八四三年以来のオランダによる係争地区の効果的、顕著かつ平穩な所有権の行使によって、条約から生じた法的権限は排除され、オランダの主権を確立させるに至ったというものであった。この点について、裁判所は、まず一八七四年以来係争地区をベルギー領土と示してきたベルギー軍事参謀地図をとりあげた。実際に、これらの地図の解説にあたって、ベルギー側は軍事地図の記述がベルギー主権の表示であるとし、またむとんちやくな方法で地図を扱っていた。⁽¹⁸⁾

裁判所は地図をベルギー側の意図のようにには考えなかった。ただ反対意見をのべたアルマンド・ウゴン判事は、裁判所が地図に与えたような意義をみとめることに反対した。それは、オランダが地図を充分しらなかったからであり、また、説明議事録における誤謬の繰返しとみなしたからである。「地図に示されていることは、主権に関してなんら効果をもつものとみなされ得ないし、また地図に主権行為としての価値を与えることはできない」。⁽¹⁹⁾

裁判所は国境委員会がコミュニケーションを自由裁量で画定する権限を与えられたものとし、係争地区に関する国境委員会の全議事録を審議し、その結果判決を地図だけにもとづかせなかった。しかし、両当事国の主張を検討し、両国の意図を評価し、判決に到達するにあたって、これまでの事件と比較すると、いままでになく地図に重要な意義がみとめたとされている。⁽²⁰⁾ 説明議事録と両地区の特別地図が条約に一体化され、条約と同一の法律的効力をもつということを想起するとしても、この結論は実質的に変らない。地図には、オランダが提出した二つの論点（一八四三年の国境条約は係争地区の主権を決定せず、また、かかる決定があつたとしても、条約は誤謬により無効であるという）を反駁するにあたって、相当の import が与えられたのである。さらに、オランダの主張、つまり一八四三年以来オランダが主権を行

使してきたことを論破し、数カ年にわたってオランダがコムミュンで重要な統治行為を行ってきたことを示す証拠を却下するにあたって、たしかに地図は重要な意味をもつことになった。⁽²¹⁾⁽²²⁾

プレア・ビヘア寺院事件はカンボジアの保護国であったフランスと当事タイと称していたシャムとの間で一九〇四年から一九〇八年までに締結された国境条約、特に一九〇四年二月一三日の条約をめぐる国境紛争であった。⁽²³⁾ この条約の第一条は、ダングレク山脈の東部（ここにプレア・ビヘアがあった）に沿う国境の一般的性格は、分水嶺に沿うべきものと規定していた。条約第三条にとって、フランス、シャム合同委員会が、第一条第二条によって決定されたように国境を画定することになっていた。これらの規定にもとづいて、裁判所は、国境の厳密な線を画定することが委員会の機能であるとし、その目的は第一条に指示された規準にしたがって遂行されるべきであるが、その目的は、国境の実際の線を確立することにあるとした。そこで、画定が無効であると証明されない限り、国境線は委員会の作業によって定められる線である。⁽²⁴⁾

その後合同委員会が設置され、ダングレク山脈に沿って必要な調査が行われた。フランス側委員の Ouh 大尉は山脈東部の全地域の測量を行った。その結果、国境が測量確定されたが、委員会の決定の記録は作られず、国境測量に關する当初の決定が出た後の委員会の議事録に、ダングレク地区に關することは記載されていなかった。一九〇七年五月二三日、委員会が Ouh 大尉の報告書と地図の提出を待っているとき、フランスとシャムは別の国境条約を締結した。そこでその後委員会の会議は行われなかった。

地図の準備と公刊は、画定作業の最終段階であった。シャムは充分な技術をもたなかったため、フランス側に国境地区の地図作製を依頼した。フランス側は一九〇七年秋までに一一の地図を完成し、それをシャムに手交した。この

地図の一枚はダングレク山脈のもので、ブレア・ビヘアをカンボジア領土としていたので、カンボジアは寺院に主権を有するという主張をするにあたって、主としてこの地図を援用することになった。

カンボジアは、地図は合同委員会の名において作製され公刊されたこと、委員会の決定を示すこと、この事実及びその後の両当事国の行為からみて、地図は条約としての性質を有すること、さらに、紛争地域における両国間の国境線は委員会の地図に記された線であると主張した。⁽²⁵⁾これに対して、タイは、地図は合同委員会の作業を示すものでないから当事国を拘束しないこと、ブレア・ビヘアについては地図が示す国境は寺院をタイ側におくはずである真の水嶺線ではないから地図は実体的錯誤を含んでいること、タイは地図を拘束力のあるものと認めたことはなく、また、かりにそうであったとしても、それは地図の線が分水嶺線と一致しているという誤った認識 (mistaken belief) によるものであったことをあげた。

裁判所はタイが主張するように地図が合同委員会によって正式に承認されたことがなかったことは認めた。地図が測量を基礎として作製され、技術的権限と明白な起源を有する公式の立場を与えられていたことには疑いをいれることができないが、地図はその発端から、また作製時においても拘束力をもたないことを認めた。しかし、「委員会が分水嶺線から離れた線を引く自由裁量権を有するかどうかの問題ではなく、当事国が地図と分水嶺線からはなれて位置する線を委員会の作業の結果を示すものとして採用しそれによって地図に拘束力を与えるかどうかの問題であるから、タイは前記の結論を援用することはできない」⁽²⁶⁾。

「基本条約が、地図によって証明された錯誤があるにもかかわらず、解釈されなければならないときは、その条約の解釈は誤りある地図の証拠自体に基かされることはできず、またその地図は当事国の意図の決定的要素とされては

ならない。反対に、条約の定義と地図との間の矛盾は地図の証拠的価値を限定しなければならない。いわば、事実の誤認は当事国の意図を無効にし、したがって、その誤りの結果として作られた地図の実効力を無効にする」というタイの立場を否定した。⁽²⁷⁾

判決はタイが地図を承認していたとし、地図の通報は単に国家間の授受であるだけでなく、広く公表され配布されたのであるから something of an occasion であると指摘した。タイは地図に同意しないのなら、なんらかの反応をすべきであったが、その時も、その後数年間もそうしなかった。そしてタイはそのような作為や不作為によって、地図に黙示的に同意した。地図の作製過程を知っているにちがいがなかった、合同委員会のシヤム代表に、地図が配布された後でも、異議は起らなかった。さらに内務大臣ダムロン殿下は地図についてバンコック駐在フランス大使に対して謝意を表わし、地方行政庁に交付するためにコピーの追加を要請した。⁽²⁸⁾ 裁判所はこの行為を地図の性質、地図の表示する目的の承認と解釈したのである。一九〇九年に地図を地図書の形式にあらためるために会議を開いたフランス、シヤム転写委員会の作業、プレア・ビヘアについて知っているにもかかわらず沈黙を続けた数人のシヤム高級官吏が地図を見ている事実が証拠とされた。

裁判所は錯誤の抗弁も却下した。それは、地図を見たシヤム人の性質と資格を理由とし、それだけでもタイが抗弁を主張することを困難ならしめる事実であるとした。さらに、地図がプレア・ビヘアに明白に注意を引くものであり、かつ地図の線は慎重な人の注意を喚起しうる方法で引かれていたという理由である。タイ当局は自ら調査しないで地図を受諾したのであるから、地図の承認を無効にするものとして錯誤を援用することはできない。この解釈は、「錯誤の抗弁はそれを援用する側が、自らの行為によって、錯誤に至ったか、または錯誤をさけることが可能であったか、

あるいはありうべき錯誤を通告することができず、同意を無効とする要素とは認められえないというのが確立された法の規則であると考え⁽²⁹⁾る」という理由にもとづいていた。

タイが地図を承認したことはなかったと主張できなくなったとする考え方は一九〇九年以後のタイの行為からも正当づけられようとしている。カンボジアはプレア・ビヘアをカンボジア側に示す地図をタイ国防省が発行した事実を指摘した。タイはこれに対して、一九三五年のタイの測量によって地図の線と真の分水嶺線とがかけはなれていることが明らかになったので、タイの王室測量局は地図の線を不正確とみとめ、国境を正当な位置におき、プレア・ビヘアをタイ側におく地図を発行したことは十分に明白な事実であると反論した。しかし、一九三七年にタイは寺院をカンボジア側におく地図を印刷していた。この地図は特別の目的で、明確に暫定的用途と印されたもので、タイ自身が正確なスケールの地図を所有せず、また当時は作ることができなかったので発行されたものであるという説明を裁判所は評価しなかった。⁽³⁰⁾ マンキエ・エクルオ諸島事件における海図の評価を想起させるように、裁判所は、国内軍事目的のための地図の使用は、タイの心理状態の証拠でないとすることはできないとした。タイは地図を不正確と信じ、一九三五年の測量後不正確だと知るようになったとしても、この地図を受諾したのであり、また依然として受諾しつづけてきたのである。⁽³¹⁾

プレア・ビヘアをカンボジア側におくもので一九四七年のフランス・シャム調停委員会に提出された地図について、タイはこの手続が寺院に対する主権問題を含まないこと、またこの地図は交渉の主題であったプレア・ビヘア南方地域に関連してもちだされたものであることを指摘した。問題の地図の再生物であるこの誤った地図を提出したことは、タイが一九〇七年の地図に公式な承認を与えたことにはならないと主張した。⁽³²⁾ 地図以外の証拠と矛盾するとき、地図

の相対的価値が問題となる。タイ側は、寺院をカンボジアにおく地図をタイが公刊したり、時にそれを使用したことが、カンボジアの主権の承認とみなされることがあるかもしれないが、タイのこのような行動だけによって判断することはできない。タイが寺院に対して主権を行使してきた事実にてらして地図を検討すべきであり、この意味でいえば地図は承認を構成せず、実際問題として地図の使用は何の意味ももたなかったのであるとした。タイ側の弁護人ハイドは「一般に承認された司法原則によれば、地図は国際裁判所の決定を行うにあたってはせいぜい疑しき基礎にすぎない⁽³³⁾」としている。このようなタイ側の一連の主張があつたが、裁判所は一九四七年の地図からタイの意図とは異なる結論を下し、地図の線が分水嶺線と一致すると否とにかかわらず、タイは地図の線を承認したので、その時に寺院の問題をもち出さなかつたのであるとした⁽³⁴⁾。

一九二五年と一九三七年のフランス・シャム条約交渉中にもタイが沈黙を守っていたこと、また一九五八年まで問題として提起しなかつたことなども、タイが地図を承認しなかつたとする主張を排除することになった。裁判所はタイの抗弁、即ちタイはカンボジアを排除して常に寺院地域に完全な主張を行使してきたし、当該地域に行政機能を行使してきた証拠があること、したがってタイは承認もしていなかつた地図のことを問題とする必要がなかつたということについて判断した。しかしタイの主張する行為はほとんど地方的性質のものであり、タイの中央機関の地図に示された国境線に対する一貫したかつ不変の態度を無効とするには不十分であると解釈した⁽³⁵⁾。この点で特に決定的理由とされたのは、一九三〇年のダムロン殿下の寺院地域公式訪問の事実であつた。殿下はプレア・ピヘアで隣接するカンボジア領のフランス弁理公使の公式の接待をうけ、そこではフランス国旗が掲揚されていた。判決は「殿下はこうした性質の接待の意義を理解できなかったはずはない。フランス領インドシナ側に権限があるということのこれより

明白な確証は他に得られない。この事実はある反応を必要とした。タイは何も行わなかった。一連の事実を観察すれば、明白に対立する主張に直面して権利を確認しまたは確保するためある反応が必要とされる場合に、何らの反応も示さなかったということによって、プレア・ビヘアに対するカンボジアの主権を、タイが黙示的に承認したという結果になると考える⁽³⁶⁾。

寺院がカンボジアの主権下の領土に位置し、またタイは寺院に駐屯する軍隊、警備隊を撤退させる義務があると判示するにあたって、裁判所は、相当程度まで地図によって証明される一九〇八年以来のタイの一連の行為からみて、タイが地図を承認しなかったと主張することは排除される *preclude* とした⁽³⁷⁾。しかしタイが一九〇八年に地図を画定作業の結果として既に受諾しており、地図の線を国境線として承認していたものであるとも指摘した。その結果として、地図を条約上の解決の内容とし、その不可分の一部となったものである。裁判所によれば、この地図承認の過程は、一九〇四年条約の文言に背理することにも、違反することにもならなかった。というのは一九〇八年以後両当事国は、地図の線が分水嶺線からはなれていても、その線が条約の關係条項に優位することになるという条約上の処置の解釈を採用したからである。裁判所のこのような解釈に対しては真向から対立する反対意見があるが⁽³⁸⁾、多数意見がもったこの結論は相当の注目に価する。条約に附属するが、明白に一体化はされず、条約交渉の基盤となり、あるいは条約中で言及される地図、また国境画定委員会が準備、承認、検討せず、当事国が署名もしない地図と、条約に規定された国境の定義とが抵触する場合に、地図が優先するということだからである。これは一九〇四年条約締結以来のタイの一連の行動からだけでなく、条約解釈の問題としてみても、同じような論理構成によって同じような結論に達するとされた。裁判所によれば、「一般に二国がその国境を確定する際に、その主たる目的の一つは、安

定性 (stability) と確定性を達成することである。その確定された線が、いつでも、また継続的に利用できる手続によって問題とされうるものなら、またその基礎である条約の条項に関連する不正確が発見されたときはいつでも修正が要求されうるものならば、これは不可能である。この事件の当事国が、この地帯の国境線は分水嶺線であることを示す条約規定だけに依存するかわりに、国境画定作業を準備した理由が問題とされなければならない。分水嶺線あるいは、稜線に言及するだけで、附加的に国境画定の規定を設けない国境条約がある。本事件の当事国はこれよりさらに先の措置 (地図の作製) をとるべき理由をもっているにちがいがなかった。それが本事件においても安定性と確定性であり、裁判所は条約解釈の問題としても、紛争地域の地図に示された線が国境であると判決しなければならぬと考える⁽³⁹⁾。既に裁判所は、タイが安定した国境という利益だけにせよ、一九〇四年の条約が与えた利益を主張し、享受し続けてきた以上、常にその同意図であったということを否定する自由はないといっている⁽⁴⁰⁾。

このようにして、国際司法裁判所における紛争当事国の態度と裁判所の判決は、地図の証拠的価値を積極的に援用し、それを肯定的あるいは否定的に評価することであった。しかしこのことから直ちに地図の証拠的価値の転換を結論づけることが可能であるかどうかについては、さらに検討を必要とすると思われる。それは、国際司法裁判所の多数意見が、地図をそれ自身が有する証拠的価値によって援用したのか、あるいはブレア・ビヘア寺院事件にみられるように、地図の問題が複数の理由づけの中の一つであり、アルファロ判事が指摘するように⁽⁴¹⁾、判決の主要な理由づけは禁反言とかその他の国際法の原則によるものであったのかをさらに考察しなければならぬからである。特に、地図の評価について積極性を示すかにもえる国境地区の主権に関する事件とブレア・ビヘア寺院事件において、多くの反対意見が存在したことは、慎重な検討の必要性を示すものと考え⁽⁴²⁾。その方法として、次に視野を国家慣行に向け

裁判以外の分野において、国家が国境紛争において、地図をいかなる形で、いかなる意図で援用してきたかというところを検討する。

- (1) The *Minquiers and Ecrehos Case between United Kingdom and France*, 1953, *International Court of Justice, Reports of Judgements, Advisory Opinion and Orders* (I.C.J., Reports), 1953. pp. 47-109. 高野雄一編著『判例研究国際司法裁判所』第一部第八節、森脇庸太、マンチエ・エフルオ諸島事件(九九—一〇頁)参照。
- (2) I.C.J., Reports, 1953, p. 47 and p. 71.
- (3) I.C.J., Pleadings, *United Kingdom / France* at 115.
- (4) I.C.J., Reports, 1953, p. 71.
- (5) 2 I.C.J., Pleadings, *U.K./France* pp. 169-170.
- (6) *Ibid.*, p. 201. (7) *Ibid.*, p. 285.
- (8) I.C.J., Reports, p. 105.
- (9) *Case concerning Sovereignty over Certain Frontier Land between Belgium and Netherlands*, 1959, I.C.J., Reports, 1959, 209-258. 前掲『判例研究国際司法裁判所』深津栄一『第一部第一五節参照』。
- (10) I.C.J., Reports, 1959, p. 213.
- (11) *Ibid.*, p. 214. (12) *Ibid.*, p. 215.
- (13) *Ibid.*, p. 216. (14) *Ibid.*, p. 220.
- (15) *Ibid.*, p. 221. (16) *Ibid.*, p. 225. (17) *Ibid.*, pp. 225-226.
- (18) I.C.J., Pleadings, *case Concerning Sovereignty over Certain Frontier Land*, p. 572.
- (19) I.C.J., Reports, pp. 246-247.
- (20) Weissberg, *op. cit.*, pp. 790-791.
- (21) 実際に、紛争は条約解釈の問題であり、事実の誤謬は当事国の同意を無効にするとしたキンタナ判事は、その論拠を地図

にもとづかせた。彼は技術的機関であつて司法的機関でない委員会はコムミュン議事録を逐語的に転写するという特別の任務をもつものであつたと指摘し、その作業は例示的記述、あるいは地図再生産ではなく事実の立証であるとした。というのは、係争地区がパール・デユックに属するとした説明議事録は条約に付属するものだからである。この説明議事録は、両国代表が署名した地図によつても再現された。しかし、この記述の結果として、問題の地図あるいはその他の誤謬から生じたと思われる文書は極めて疑わしい価値しかもたないことにならう。さらに、われわれは、国際法が地図にあたえるところの価値がまさに相対的価値にしかすぎないことを知るのである。(I.C.J. Reports, 1959, p. 254)

(22) ワイスバーグはこの事件の意義について、地図の証拠的価値を積極的に理解し、プレア・ビヘア寺院事件との関連性を指摘して次のように述べる。

「国境地区の主権に関する事件が条約と合体された地図の問題であつたので、裁判所は地図の証拠的価値に関する限り、必然的に先例から離れなかつたということがいわれるかもしれない。そこでプレア・ビヘア寺院事件を分析してみる必要となる。そうすることは、国境紛争において地図が以前よりずっと多くの意義を有するようになったという考え方を裏付けることになる。実際に地図と条約との関係が国境地区の主権に関する事件よりもはるかに稀薄な寺院事件において、地図が prevail したとすることは特に注目し得る。国境事件は独立の事件ではないのである」。(Weissberg, op. cit., p. 792)

(23) Case concerning The Temple of Preah Vihear between Cambodia and Thailand, 1962, I.C.J. Reports, 1962, pp. 6-146. 前掲、判例研究国際司法裁判所、東寿太郎、第一部第一八節参照。

(24) I.C.J., Reports, 1962, pp. 16-17.

(25) Ibid., p. 1. (26) Ibid., p. 15.

(27) Ibid., p. 16. (28) Ibid., p. 23.

(29) Ibid., p. 26.

(30) Rejoinder of Thailand, p. 33. p. 35.

(31) I.C.J., Reports, 1962, p. 28.

(32) Rejoinder of Thailand, p. 26.

- (33) Oral Proceedings, p. 180.
- (34) I.C.J. Report, p. 29. (35) Ibid., p. 30.
- (36) Ibid., p. 31-32. (37) Ibid., p. 37.
- (38) 例えは Judge Wellington Koo, Dissenting Opinion, Ibid., pp. 75-100.
- (39) Ibid., p. 35. (40) Ibid., p. 32.
- (41) Separate Opinion of Vice-President Alfaro, Ibid., pp. 39-51.
- (42) 国境地区の主権に関する事件が一〇対四で、ブレア・ビヘア寺院事件が九対三。一方マンチエ・エクレオ諸島事件は全員一致であった。

(未完)